

働く世代のスポーツ活動支援事業補助実施要領

1 事業要旨

働く世代（30～50代）、特に女性のスポーツ機会を創出するモデル事業を募集し、県内事業所、総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ・レクリエーション関係団体への支援を行うことで、働く世代のスポーツ機会の充実を図る。

2 補助対象事業

働く世代（30～50代）のスポーツ機会の創出を目的とした事業で、自主的・継続的な実施を見込むものに限定

- (1) 従業員が運動・スポーツを実施しやすい環境整備
例：休憩時間を活用した職場でのスポーツ活動
定期的なスポーツ大会等のイベントの実施
運動指導に係る人材の活用
- (2) 家事に費やす時間が多い人や育児中の人でも気軽にスポーツに親しめる機会の創出
例：託児付きスポーツ教室や親子参加型スポーツ交流会等の開催
子供向け及び成人向けスポーツ教室の同会場・同時開催
- (3) 実施期間
令和6年1月20日（土）～令和6年2月29日（木）まで
※上記期間中、交付決定後に実施される事業であれば、1日限りのイベントや2～3日限定で開催されるスポーツ教室等も補助対象事業とする。

3 補助対象者

- (1) 県内事業所
- (2) 総合型地域スポーツクラブ
- (3) スポーツ・レクリエーション関係団体
 - ① 法人で、次のいずれにも該当するもの
 - ア スポーツ・レクリエーションの振興のための事業を行うことを主たる目的とすること
 - イ 宗教活動や政治活動を行う法人でないこと
 - ウ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う法人でないこと
 - ② 任意団体（法人格を有しない団体）で、次のいずれにも該当するもの
 - ア スポーツ・レクリエーションの振興のための事業を行うことを主たる目的とすること
 - イ 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、会員名簿を備えていること
 - ウ 団体の構成員が5名以上であること
 - エ 予算・決算及び適正な会計処理を行っていること
 - オ 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
 - カ 宗教活動や政治活動を行う団体でないこと
 - キ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと

4 補助対象経費等

- (1) 経費
補助対象事業者（以下「事業者」という。）における事業に要する経費は、県が予算の範囲内において団体へ交付するものとする。
なお、1団体当たりの対象経費の下限を5万円とする。（交付額の上限は30万円。千

円未満切捨て。)

補助対象経費は、次のとおりとする。

- ① 講師及び託児保育士謝金
- ② 会場使用料及び賃借料
- ③ スポーツ用具賃借料
- ④ イベント宣伝用チラシ作成費
- ⑤ 広告費

(2) 補助率

補助率の上限は1/2とする。また、申請事業者数及び申請額の合計により補助率を決定する。

(3) 経費の使途

事業が円滑に進められるよう配慮するとともに、事業費以外の経費に充当してはならない。

(4) 参加費について

参加費については、補助対象事業に係る総事業費の2分の1を超えなければ事業収入の対象としない。2分の1を超えた場合は、補助対象事業に係る参加費の全額を事業者負担額とし、超えた分に応じて県は補助金額を減額する。

5 報告等

事業者は、次のとおり関係書類を県県民生活環境部スポーツ推進課長あて提出するものとする。

(1) 提出期限

令和5年12月28日(木)	交付申請書(様式第1号) 事業計画書(様式第1号(別紙1)) 誓約書(様式第1号(別紙2)) 役員一覧(様式第1号(別紙3)) 納税証明書(県税に未納がないことを証明できるもの)
令和6年3月7日(木)	実績報告書(様式第4号) HP掲載用報告書(作成用フォーマット) ※県県民生活環境部スポーツ推進課ホームページ内で取組事例として紹介 消費税仕入控除税額等報告書 ※該当がある場合のみ提出

(2) 消費税仕入控除額等に係る取扱い

① 補助対象経費に含まれる消費税額相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除額」という。)がある場合の取扱いは、次に定めるところによる。

ア 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

イ 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(アにより減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

ウ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助

金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（ア又はイにより減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならない。

6 提出方法

メール又は郵送

7 提出及び問い合わせ先

茨城県県民生活環境部スポーツ推進課企画担当

(メール) spsui1@pref.ibaraki.lg.jp

※spsui の次は半角数字の「1」

(郵 送) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

(電 話) 029-301-2846

- 附則 この要領は、令和4年7月19日から施行する。
この要領は、令和4年10月5日一部改正施行する。
この要領は、令和5年5月10日一部改正施行する。
この要領は、令和5年8月9日一部改正施行する。
この要領は、令和5年11月29日一部改正施行する。